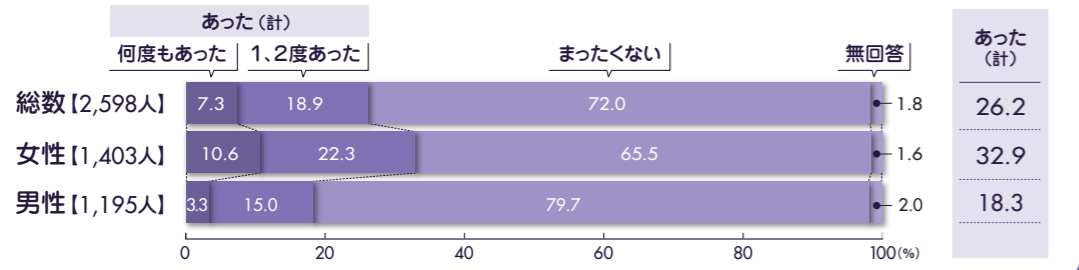


「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」

のいずれか1つでも受けたことがある!



出典：平成23年内閣府 男女間における暴力に関する調査より

らもわかるように、配偶者間における暴力の被害者の多くは女性であることが明らかになっています。
では「暴力」とは具体的にどのようなことを言うのでしょうか。

DVってどんなこと?

自分自身や周りでこんなことはありませんか?

1. 殴る、蹴る、首を絞める、突きとばす。 ✓
2. 髪の毛をつかんで引きずり回す。 ✓
3. タバコの火を押し付ける、熱湯をかける。 ✓
4. 物をぶつける、階段から突き落とす。 ✓
5. 刃物で刺す、車でひき殺そうとする。 ✓
6. 馬鹿にする、罵る、怒鳴る。 ✓
7. 何を言っても相手にせず無視する。 ✓
8. 「お前は何もできない」「役立たず」などと侮蔑する。 ✓
9. 子ども、親戚や友人、近所の人などの前で罵倒したり非難したりする。 ✓
10. 「誰に食わせてもらっているんだ」「1人で生きていけると思うな」などと言い惨めな気持ちにさせる。 ✓
11. 暴力の原因を「お前が怒らせるからだ」などと人のせいにする。 ✓
12. 重要なことを相談せずに自分だけで決めてしまい、反論したり意見を言ったりすることを許さない。 ✓
13. 24時間監視して自由な行動を制限する。 ✓
14. 友人・実家との付き合いを制限する。 ✓
15. 外出・電話・メール・手紙などをチェックする。 ✓
16. 使用人・奴隷のように扱う。 ✓
17. 自由になるお金を渡さない。生活費を渡さない。 ✓
18. 働く事を許さない。 ✓
19. 家計管理を独占して給与明細や銀行口座を知らせない。 ✓
20. パートナーの名義で借金をさせる。 ✓
21. 避妊に協力しない。 ✓
22. 中絶を強要する／強要された。 ✓
23. 体調や気持ちを配慮せず一方的な性交渉を強いる。 ✓
24. 暴力的なセックス(殴る、ねじ伏せる、縛る)を強要する。 ✓

出典：NPO法人 全国女性シェルターネットHPより

暴力の種類

身体的暴行

殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けること。

心理的攻撃

人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けること。あるいは、自分もしくは自分の家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けること。

性的強要

いやがっているのに性的な行為を強要されること。

2ページのチェックリストのうち、1～5が「身体的暴行」、6～20が「心理的攻撃」、21～24が「性的強要」に当てはまります。

心理的攻撃のうち、意識されにくいのが経済的な支配です。働くことを禁止したり、生活費を渡さないなど、パートナーから経済的自立を奪い、自分に依存するように仕向けます。金銭を手でできないので、離婚も難しく、子どもを考えると自分さえ我慢すれば、と考えがちになります。

事例 1 身体的暴行

私の髪の毛を引っ張ってひきずり回したり、け飛ばしたり。それで、私はもう動けなくなって、警察を呼ぶこともできなくて、外にもひきずり出されたりして。「このまま死ぬような事をされて、それで死ぬんだ」と思いました。それが一番怖かったことです。(30代)

事例 2 心理的攻撃

毎日のように、「能なし」というようなことを、「お前は何をしても稼げないんだ。偉そうなことを言うな」というようなことを言うんです。何かトラブルがあったら、「お前はアホなんだから」というふうに。けっこう自信をなくしましたね。(20代)

事例 3 性的強要

「性的な行為というのは、男の思い通りだ」と。「男の言うことを、妻は聞くもんだ」という概念が、こびりついている人ですから。自分がいやな避妊の用具は使わない。(60代)

出典：内閣府 男女共同参画局：配偶者からの暴力被害者支援情報より

知っていますか? デートDV

最近耳にすることも多くなってきたこの言葉。デート中に受ける暴力というわけではなく、結婚していないカップルの間で起きる暴力です。DV防止法*が適用されないこと、結婚しているわけではないのだから別れば良いといった周囲の意識により、見逃されがちです。支配し、支配されるという関係はDVと変わりません。

*DV防止法は「配偶者からの暴力の防止及び、被害者の保護に関する法律」の通称です。



また、最近増えているのがパソコンやスマートフォンといったデジタル機器やインターネットを用いた事例です。GPSやアプリケーションを利用した監視、SNSや掲示板への誹謗中傷、リベンジポルノといった性的な写真や動画の公表など、直接的でない方法でパートナーを追いかけていきます。

上のリストのうち、チェックがついたものがありましたか? 状況にもよりますが、一つでもチェックがつけばDVの可能性ががあります。DVという「殴る」「蹴る」といった身体的な暴力を連想しがちですが、それだけがDVではありません。「罵る」「無視する」などの精神的な暴力や、「セックスを無理強いする」「避妊に協力しない」などの性的な暴力もDVです。

平成23年内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」によれば、「配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から『身体的暴行』『心理的攻撃』『性的強要』のいずれかを1つでも受けたことがある」という質問に対して、20歳以上の既婚女性の32.9%が「ある」と回答、そのうちの10.6%が「何度もあった」と答えています。つまり、3人に1人は暴力の被害経験があり、10人に1人が何度も暴力を受けているということです。

DVは夫から妻への暴力だけではなくありません。男性も18.3%の人が配偶者からの暴力を「ある」と答えています。

一方、警察庁の統計によると平成24年度中に検挙した配偶者間(内縁関係含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の93.1%は女性が被害者です。この数字が